

芦屋市交通バリアフリー基本構想の変更について

本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）」に基づき、平成19年4月に芦屋市交通バリアフリー基本構想を策定し、阪神芦屋駅・市役所周辺地区を重点整備地区として関係機関とも連携しながら、ハード面だけでなく、ソフト面のバリアフリー化事業の充実も図り、すべての人にやさしく、かつ芦屋らしさを持ったまちづくりに取り組んでまいりました。

基本構想では、生活関連経路等の設定の中で国道43号精道交差点の「芦屋歩道橋」を「生活関連経路Ⅱの設定の必要性を検討する道路」に位置づけ、基本構想策定以降、地域住民（利用者）、道路管理者、芦屋市と協議を重ね、生活関連経路Ⅱに設定する必要性について検討してまいりました。

このたび、平成24年3月27日に開催の芦屋市交通バリアフリー推進連絡会（学識経験者、高齢者団体、障がい者団体及び自治会等の市民団体、交通事業者、関係する施設設置管理者、公安委員会等で構成され、基本構想推進のための連絡調整等を所掌事務とした組織）において「芦屋歩道橋」を生活関連経路Ⅱとして設定することについて提案し、了承を得ることができました。その後、関係機関との協議が整いましたので別紙のとおり変更いたします。

今後も更なるバリアフリー化事業の推進に向けて取り組んでまいります。

平成24年11月 1日

5 生活関連経路等の設定

(1) 生活関連経路

ア 生活関連経路設定の考え方

重点整備地区内の生活関連施設間を連絡する主要な移動経路を、今後、バリアフリー化事業を推進する生活関連経路として設定します。

なお、生活関連経路については、今後、移動等円滑化基準に基づき優先的にバリアフリー化を実施しますが、地形的制約や沿道の市街化状況などにより、移動等円滑化基準の全てを満たす整備が困難な経路もあります。

そのため、設定する生活関連経路を以下のように区分します。

(ア) 生活関連経路Ⅰ

- 重点整備地区内の生活関連施設間を連絡する主要な移動経路のうち、移動等円滑化基準に適合したバリアフリー整備を行う経路をいいます。

(イ) 生活関連経路Ⅱ

- 重点整備地区内の生活関連施設間を連絡する主要な移動経路のうち、生活関連経路Ⅰを除いた経路で、地形的制約や沿道の市街化状況などにより移動等円滑化基準に全て適合させることが困難な経路をいいます。これらの経路については、移動等円滑化基準の中で実施可能なバリアフリー整備を行います。

イ 生活関連経路の設定

生活関連経路Ⅰは、阪神芦屋駅と官公庁施設や福祉施設を結ぶ南北の経路を中心として、国道2号、国道43号、県道奥山精道線、市道216号線などを設定します。

また、市道338-1号線、市道196号線などを生活関連経路Ⅱに設定します。

生活関連経路Ⅰの延長は約2.3km、生活関連経路Ⅱの延長は約1.3kmです。

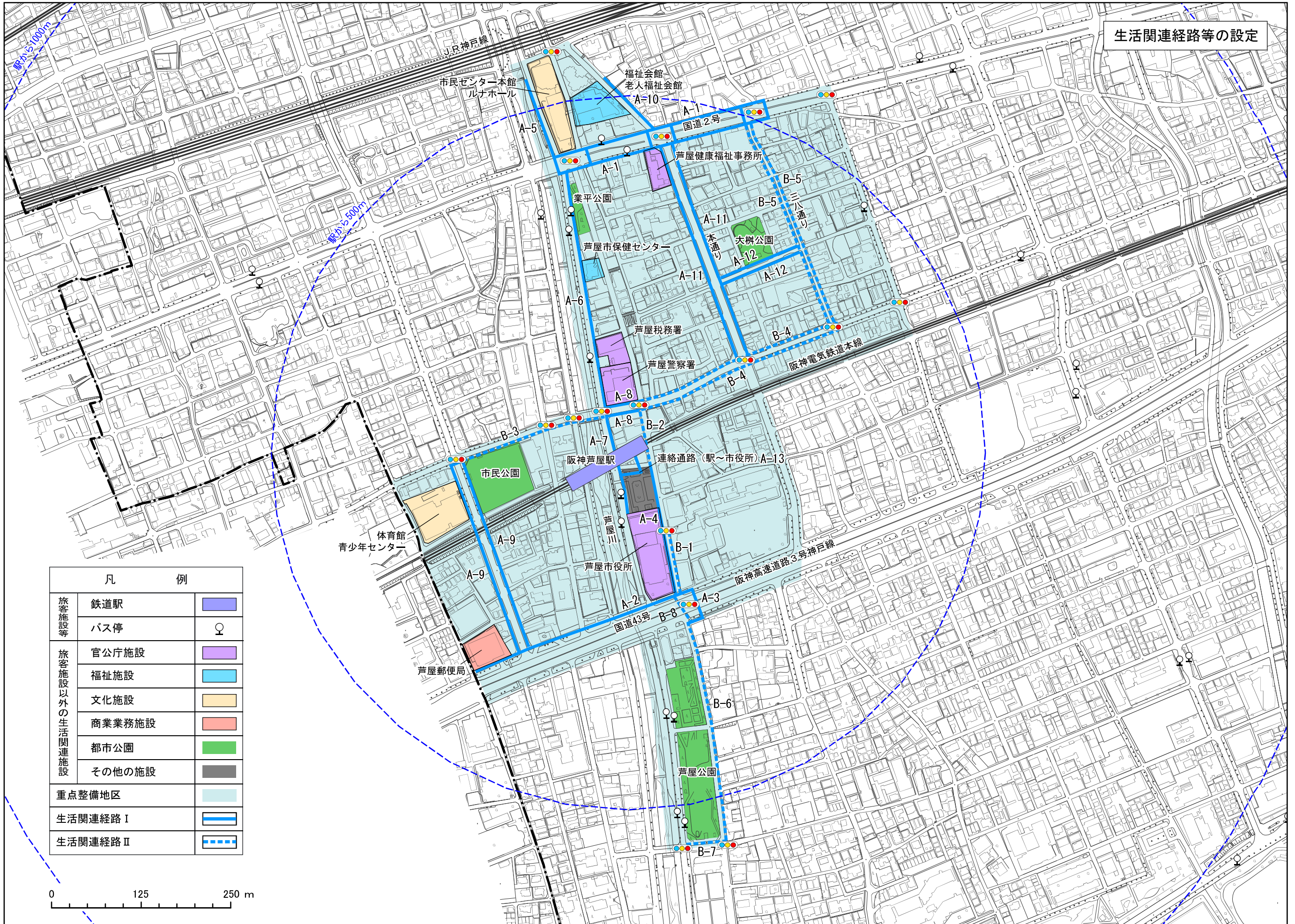
※：図中では、生活関連経路Ⅰを実線、生活関連経路Ⅱを波線で表示しています。

また、経路を構成する道路については、歩道単位（片側歩道又は両側歩道）で表示しています。

【生活関連経路等の設定】

区 分	番 号	施 設 名	管理者	区 間	延長 (m)
生活関連経路Ⅰ	A-1	国道2号	国土交通省	業平橋東詰交差点 ～三八通北交差点	300 (600)
	A-2	国道43号	国土交通省	精道交差点 ～芦屋郵便局	300
	A-3	国道43号(横断歩道)	国土交通省	精道交差点	31
	A-4	県道奥山精道線	兵庫県	阪神芦屋駅 ～精道交差点	180
	A-5	市道216号線	芦屋市	市民センター本館・ルナホール～業平橋東詰交差点	110
	A-6	市道216号線	芦屋市	業平橋東詰交差点 ～芦屋警察署	330
	A-7	市道216号線	芦屋市	芦屋警察署 ～芦屋市役所	140
	A-8	市道338-1号線	芦屋市	芦屋警察署前交差点 ～公光橋東詰交差点	40 (80)
	A-9	市道229号線	芦屋市	青少年センター前交差点 ～芦屋郵便局	280 (560)
	A-10	市道210号線	芦屋市	福祉会館・老人福祉会館 ～本通北交差点	100
	A-11	市道210号線	芦屋市	本通り	320 (640)
	A-12	市道200号線	芦屋市	三八通り～本通り	120 (240)
	A-13	連絡通路	芦屋市	阪神芦屋駅～芦屋市役所	
生活関連経路Ⅱ	B-1	県道奥山精道線	兵庫県	精道小学校西門 ～精道交差点	90
	B-2	県道奥山精道線	兵庫県	芦屋警察署前交差点 ～阪神芦屋駅	70
	B-3	市道338-1号線	芦屋市	青少年センター前交差点 ～公光橋東詰交差点	200
	B-4	市道338-1号線	芦屋市	芦屋警察署前交差点 ～三八通り	280 (560)
	B-5	市道196号線	芦屋市	三八通り	300 (600)
	B-6	市道215号線	芦屋市	精道交差点～芦屋公園(テニスコート)北東交差点	310
	B-7	市道312号線	芦屋市	芦屋公園(テニスコート)北東交差点～鶴塚橋東詰交差点	40
	B-8	国道43号 (芦屋歩道橋)	国土交通省	精道交差点	50

生活関連経路等の設定



凡 例		
旅客施設等	鉄道駅	
	バス停	
旅客施設以外の生活関連施設	官公庁施設	
	福祉施設	
	文化施設	
	商業業務施設	
	都市公園	
	その他の施設	
重点整備地区		
生活関連経路 I		
生活関連経路 II		

0 125 250 m

* 4 横断歩道における横断勾配の改善 [A-7 市道 216 号線] : 東西方向の縦断勾配を詳細に調査し実現可能な改善策を検討

(イ) 生活関連経路Ⅱを構成する道路

番号	路線名	区間	事業内容	事業者	時期
B-1	県道奥山精道線	精道小学校西門～精道交差点	<ul style="list-style-type: none"> 有効幅員の拡幅 歩道の波打ち改善 視覚障害者誘導用ブロックの改善 	兵庫県	●
B-2	県道奥山精道線	芦屋警察署前交差点～阪神芦屋駅	<ul style="list-style-type: none"> 有効幅員の拡幅*5 踏切部における歩行空間の改善*6 視覚障害者誘導用ブロックの設置 	兵庫県	○
B-3	市道 338-1 号線	青少年センター前交差点～公光橋東詰交差点	<ul style="list-style-type: none"> 長い坂道区間での休憩施設などの設置*7 視覚障害者誘導用ブロックの設置 	芦屋市	○
B-4	市道 338-1 号線	芦屋警察署前交差点～三八通り	<ul style="list-style-type: none"> 舗装面の凸凹の改善 長い坂道区間での休憩施設などの設置*7 視覚障害者誘導用ブロックの設置 		○
B-5	市道 196 号線	三八通り	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックの設置 		○
B-6	市道 215 号線	精道交差点～芦屋公園（テニスコート）北東交差点	<ul style="list-style-type: none"> 車両乗入れ部でのすりつけ改善 視覚障害者誘導用ブロックの設置 		○
B-7	市道 312 号線	芦屋公園（テニスコート）北東交差点～鶴塚橋東詰交差点	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックの設置 		○
B-8	国道 43 号（芦屋歩道橋）	精道交差点	<ul style="list-style-type: none"> 段差解消施設の整備*8 	国土交通省 芦屋市	○

※：時期の●は短期（原則、平成 22 年までに事業を実施）、○は長期（長期的に事業を実施）

【実施課題について】

* 5 有効幅員の拡幅 [B-2 県道奥山精道線] : 道路占有物の移設・集約、民地の協力など、実現可能な改善策を検討

* 6 踏切部における歩行空間の改善 [B-2 県道奥山精道線] : 鉄道事業者との協議により実現可能な改善策を検討

* 7 長い坂道区間での休憩施設などの設置 [B-3, B-4 市道 338-1 号線] : 歩道幅員などの設置可能なスペースの有無を検討

* 8 段差解消施設の整備 [B-8 国道 43 号] : 引き続き道路管理者、公安委員会、芦屋市、地域住民、利用者などと協議を行い実現可能な改善策を検討